

議案第3号

漁管第 1992 号
令和7年(2025年)12月24日

胆振海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木 直道



漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について（諮問）
漁業法（昭和24年法律第267号）第91条第1項の規定に該当すると認められる者に対して、同法同条同項に基づき、次のとおり指導を行うにあたり、同法同条第3項の規定により貴委員会の意見を求めます。
なお、答申に当たっては、貴委員会の議事録謄本を添付してください。

記

- 1 指導対象期間
令和5年漁期（令和5年1月1日～12月31日）
- 2 指導の内容
海面共同漁業権：別紙1のとおり
海面区画漁業権：別紙3のとおり

（水産林務部水産局漁業管理課管理調整第2係）

【別紙1】漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
指導件数：125

- ・資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業権者に対し「指導」を発出する。
- ・なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並びに新設した漁業権は評価対象期間を満たしていないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象（漁業権者）	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
胆振	鶴川漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第1号	いがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第1号	えぞばがいがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第1号	さらがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第1号	えむし	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第1号	なまこ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第2号	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第2号	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第2号	にしん刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第2号	はたはた刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第2号	ひらめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第2号	ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第2号	かれい・ひらめ・ちか底建網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	鶴川漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第2号	はもどう	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第3号	ぎんなんそう	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第3号	こんぶ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第3号	のり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第3号	ふのり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第3号	まつも	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第3号	いがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第3号	さらがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第3号	ほや	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第4号	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第4号	ながずか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第4号	はたはた刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。

【別紙1】漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
指導件数：125

- ・資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業権者に対し「指導」を発出する。
- ・なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並びに新設した漁業権は評価対象期間を満たしていないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象（漁業権者）	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第5号	ぎんなんそう	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第5号	こんぶ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第5号	のり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第5号	ふのり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第5号	まつも	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第5号	いがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第5号	つぶ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第5号	ぼたてがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第5号	えむし	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第6号	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第6号	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第6号	ながずか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第6号	さば・ちか・いわし・かれい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第6号	はたはた・にしん・かれい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第6号	かれい・ひらめ・ちか底建網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第6号	はもどう	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第7号	あさり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第7号	いがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第7号	つぶ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第8号	ながずか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第8号	にしん刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第8号	ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第8号	さば・ちか・いわし・かれい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第8号	はたはた・にしん・かれい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。

【別紙1】漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
指導件数：125

- ・資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業権者に対し「指導」を発出する。
- ・なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並びに新設した漁業権は評価対象期間を満たしていないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象（漁業権者）	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第8号	かれい・ひらめ・ちか底建網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第8号	はもどう	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第9号	いがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第9号	さらがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第10号	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第10号	なげずか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第10号	にしん刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第10号	ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第10号	さば・ちか・いわし・かれい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第10号	はたはた・にしん・かれい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり中央漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第10号	かれい・ひら	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	ぎんなんそう	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	てんぐさ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	のり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	ふのり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	あさり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	いがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	えぞばかがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	さらがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	ほたてがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	ほっきがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	えむし	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第11号	ほや	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第12号	きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。

【別紙1】漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
指導件数：125

- ・資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業権者に対し「指導」を発出する。
- ・なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並びに新設した漁業権は評価対象期間を満たしていないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象（漁業権者）	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
胆振	室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第12号	ながずか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第12号	にしん刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第12号	はたはた刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第12号	さば・ちか・いわし・かわいい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第12号	はたはた・にしん・かわいい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第13号	こんぶ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第13号	のり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第13号	ふのり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第13号	あさり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第13号	あわび	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第13号	いがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第13号	えむし	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第13号	なまこ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第14号	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第14号	かすべ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第14号	きゅうりうお・ちか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第14号	しらうお刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第14号	ながずか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第14号	にしん刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第14号	はたはた刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第14号	ひらめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第14号	はもどう	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第15号	こんぶ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第15号	てんぐさ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。

【別紙1】漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
指導件数：125

- ・資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業権者に対し「指導」を発出する。
- ・なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並びに新設した漁業権は評価対象期間を満たしていないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象（漁業権者）	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第15号	のり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第15号	いがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第15号	ほたてがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第15号	ほっきがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第15号	うに	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第15号	えむし	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	かすべ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	きゅうりうお・ちか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	しらうお刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	ながずか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	にしん刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	はたはた刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	ひらめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	ちか・いわし・かわいい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第16号	はたはた・ちか・かわいい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第17号	てんぐさ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第17号	ほっきがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第17号	えむし	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第18号	かすべ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第18号	ひらめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第19号	あさり	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第19号	ほたてがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第20号	しらうお刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。

【別紙1】 漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類： 共同漁業権
指導件数： 125

- ・ 資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業権者に対し「指導」を発出する。
- ・ なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並びに新設した漁業権は評価対象期間を満たしていないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象（漁業権者）	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
胆振	鶴川漁業協同組合	第一種共同漁業	胆海共第21号	ほたてがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合、鶴川漁業協同組合、いぶり中央漁業協同組合、室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第27号	さめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	苫小牧漁業協同組合、鶴川漁業協同組合、いぶり中央漁業協同組合、室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第27号	ながずか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合、室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第29号	ながずか刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
胆振	いぶり噴火湾漁業協同組合、室蘭漁業協同組合	第二種共同漁業	胆海共第29号	めばる・かじか・ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。

【別紙3】漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：区画漁業権 指導件数：1

・資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業権者に対し「指導」を発出する。

・なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並ひに新設した漁業権は評価対象期間を満了していないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象（漁業権者）	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
胆振	室蘭漁業協同組合	第一種区画漁業	室海区第3号	かき養殖業	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない（法第91条第1項第2号）。	漁場を有効に利用するよう指導する。

法令上の位置づけ①

【漁業法】

(漁業権者の責務) 第七十四条

漁業権を有する者 (以下この節及び第七十条第七項において「漁業権者」という。) は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。

(資源管理の状況等の報告) 第九十条

漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(指導及び勧告) 第九十一条

都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(適格性の喪失等による漁業権の取消し等) 第九十二条

1 (略)

2 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一 漁業に関する法令の規定に違反したとき。

二 前条第二項の規定による勧告に従わないとき。

3 (略)

よって、

- 漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を負う。
- 漁業権者は、漁場の活用状況を知事に報告しなければならない。
- 知事は、漁場が適切かつ有効に活用されていない場合は、指導し、それに従わない場合は勧告し、勧告に従わない場合は漁業権の取り消し等ができる。
- 知事は、漁業権者から報告のあった漁場の活用状況を海区漁業調整委員会に報告し、指導・勧告しようとするときは海区漁業調整委員会に意見を求める。 ← 今回の事務

1 漁業法第91条第1項に該当する者に対する指導について（諮問）

（日 付） 令和7年12月24日付け漁管第1992号

（内 容） 漁業法第91条第1項の規定に該当すると認められる者に対して、同法同条同項に基づき指導を行うにあたり、同法同条第3項の規定により意見を求めるもの。《**諮問事項**》

（1）指導対象期間

令和5年漁期（令和5年1月1日～12月31日）

（2）指導の内容

海面共同漁業権、海面区画漁業権に対し、漁場を有効に活用するよう指導するもの

★令和7年度中に諮問と答申を行うよう、お願いします★

2 海面共同漁業権及び海面区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（通知）

（日 付） 令和7年12月24日付け漁管第1992-3号

（内 容） 漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者から資源管理の状況等の報告を受けたことから、同法同条第2項の規定により報告するもの。《**報告事項**》

（1）報告対象期間

令和5年漁期（令和5年1月1日～12月31日）

（2）報告の内容

海面共同漁業権、海面区画漁業権にかかる状況等の報告

操業可能な期間において着業できなかった場合の合理的な理由については以下のとおり。

- a 資源管理：漁業権行使規則、組合、部会又は協議会等で定めた画一的に実施する資源管理による休漁
 - a-1 資源回復（但し、休漁に至った根拠資料が確認できるものに限る）
 - a-2 他魚種の混獲回避（但し、休漁に至った合理的な理由が整理されているものに限る）
- b 資源管理：漁業法に基づく資源管理協定による休漁
- c 災害・事故等：台風や大型低気圧等の自然災害等で操業できない場合及びその被災や復旧に伴い操業できなかった場合による休漁
- d 漁船・漁具：漁船の修理や漁具の補修や操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できないことに伴う休漁
- e 行使停止：漁業法に基づく漁業権の行使停止等の命令に基づき操業できないことに伴う休漁
- f 工事：漁港・港湾及び海岸等公共工事等による施設及び海域の利用調整による休漁（漁業権を損失しない一時的なものに限る）
- g その他：上記以外（着業できなかった理由を合理的に説明できるものに限る）

※「漁業法第91条の規定による指導又は勧告に関する事務の取扱い」（令和4年9月21日付け漁管第1471号水産林務部長通知）より

理由の根拠を証票類や現地調査、聞取等により整理するとともに、休漁した期間の理由が2項目以上に及ぶ場合は複数項目を選択する。

第3-2 海区漁場計画 (適切かつ有効①)

ガイドライン

- ・ 「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。
- ・ 「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではなく、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

【適切の判断基準の具体例】

- ① 漁業関係法令を遵守している
- ② 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ③ 漁場紛争が起きていない又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ④ 資源管理を適切に実施している
- ⑤ 漁場改善計画に基づく取組が行われている

【有効の判断基準の具体例】

- ① 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- ② 養殖密度等が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる

- ・ 次の場合の「適切かつ有効」の判断に活用するチェックシート (P7参照) を別添として添付しており、都道府県はこれにより運用する。
 - ① 法第63条第1項第2号 (海区漁場計画の要件等)
 - ② 法第73条第2項第1号 (免許をすべき者の決定)
 - ③ 法第91条 (指導及び勧告)
- ・ 制度運用が適切に実施された上で、法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。
- ・ 漁業関係以外を含め法令違反の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。